

糸満市墓地等の経営許可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び手続その他必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営主体)

第2条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人であつて、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するもの（以下「宗教法人」という。）
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、永続的に墓地等の経営をしようとするもの（以下「公益法人」という。）

(経営許可等の申請)

第3条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が地方公共団体の場合にあつては、墓地等の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し
- (2) 申請者が宗教法人又は公益法人の場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為の写し
 - イ 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
 - ウ 墓地の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
 - エ 墓地等の管理運営に関する規則等の写し
- (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (4) 墓地等の周囲200メートル（納骨堂又は火葬場にあつては、周囲500メートル）以内の付近見取図（第7条第1号イ及びウに規定する施設等からの距離を記入したもの）
- (5) 墓地にあつては造園計画図
- (6) 納骨堂又は火葬場の敷地及び建物の図面（配置平面図及び立面図をいう。以下同じ。）

- (7) 敷地が農地であるときは、農業委員会の意見書の写し
 - (8) 申請地及び隣接地の構図の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 法第 10 条第 2 項の規定により変更の許可を受けようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書（様式第 2 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 墓地の場合は、変更前後の区域を明示した図面
 - (2) 納骨堂又は火葬場の場合は、変更前後の敷地及び建物の図面、構造仕様書並びに建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第 10 条第 2 項の規定により経営廃止の許可を受けようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 墓地又は納骨堂（以下「当該施設」という。）の場合は、改葬計画書及び当該施設の使用者の廃止に同意する旨の署名又は改葬が完了していることを証する書類
 - (2) 廃止する理由書及び当該墓地等の現況図（納骨堂及び火葬場の場合は、配置平面図及び構造仕様書）
 - (3) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地の廃止に関する議会の議決書の写し
 - (4) 申請者が地方公共団体以外のものである場合にあっては、当該墓地の廃止に関する意思決定をした旨を証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
（許可証等の交付）

第 4 条 市長は、法第 10 条第 1 項の規定に基づき墓地等の経営の許可をしたときは、墓地・納骨堂・火葬場経営許可証（様式第 4 号）を、許可しないときは、墓地・納骨堂・火葬場経営不許可通知書（様式第 5 号）を申請者に交付しなければならない。

2 市長は、法第 10 条第 2 項の規定に基づき墓地等の変更又は廃止の許可をしたときは、墓地・納骨堂・火葬場経営（変更・廃止）許可証（様式第 6 号）を、許可しないときは、墓地・納骨堂・火葬場経営（変更・廃止）不許可通知書（様式第 7 号）をそれぞれ申請者に交付しなければならない。

3 市長は、前 2 項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。
（工事完成届出）

第 5 条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完成したときは、工事完成届出書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 完成した墓地等の写真
 - (2) 経営者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地等の管理条例の写し
 - (3) 宗教法人及び公益法人である場合にあっては、当該墓地等の使用料金等を定めた書類
- (墓地等の構造)

第6条 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

- ア 周囲は障壁又は生け垣等で境界を設けること。
- イ 道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。
- ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
- エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
- オ 墓地区域面積のうち3割以上は緑地とすること。
- カ 管理事務所（面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。）、給水施設、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。

(2) 納骨堂

- ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。
- イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。
- ウ 出入口及び堂内納骨棚は、施錠できること。

(3) 火葬場

- ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。
- イ 火葬炉は、臭煙等の公害を防止する装置を設置すること。
- ウ 死体置場、付添人控書その他必要な附属施設を設けること。
- エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不浸透性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。

(墓地等の設置場所)

第7条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないとみとめたときは、この限りでない。

(1) 墓地については、次のとおりとする

- ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営するものが所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとな

るものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないこと。

イ 国道、県道その他主要道路及び河川から 30 メートル以上離れていること。

ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100 メートル以上離れていること。

エ 水源を汚染するおそれのないこと。

オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

カ 周辺的美観を損ねることのない場所であること。

(2) 納骨堂については、前号（エを除く。）の規定を準用すること。ただし、寺院若しくは境界の境内又は火葬場敷地内に建設する場合は、この限りでない。

(3) 火葬場については、第 1 号の規定を準用すること。この場合において、同号イ中「30 メートル」とあるのは「200 メートル」と、同号ウ中「100 メートル」とあるのは「200 メートル」と読み替えるものとする。

(帳簿)

第 8 条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）第 7 条第 1 項及び第 3 項に規定する帳簿は次のとおりとする。

(1) 墓地台帳（様式第 9 号）

(2) 納骨堂台帳（様式第 10 号）

(3) 火葬場台帳（様式第 11 号）

(個人が設置する墓地の経営)

第 9 条 第 2 条ただし書に該当し、かつ、公営墓地等が利用できないなど、やむを得ない事情がある場合において、個人が自己又は親族のために限り設置する墓地の経営については、第 5 条、第 6 条（ア、ウ及びエを除く。）及び第 7 条（ア、エ、オ及びカを除く。）の規定は適用しない。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに沖縄県知事（以下「知事」という。）に対してなされた法第 10 条第 1 項又は第 2 項による許可の申請（施行日において現に知事の許可を受けているものに限る。）で、市の区域内に存する墓地等に係るものは、第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により市長に対してなされた申請とみなす。